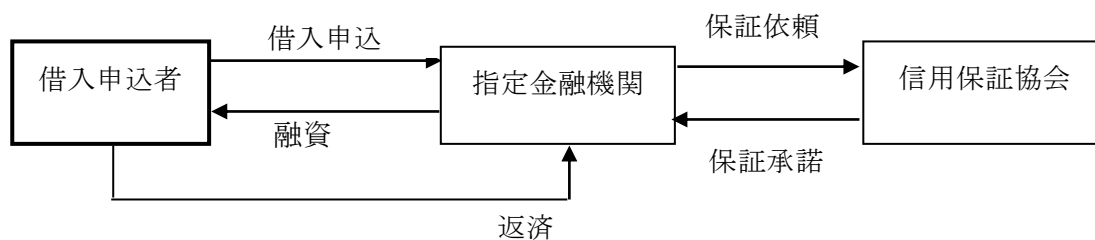


資金名	経営革新支援資金
融資対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等であって、次のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現に営んでいる事業を継続しながら、又はその事業の一部又は全部を廃止して異業種の事業を開始する者 (2) 現に営んでいる事業を継続しながら、新商品等の研究開発を行う者 2 県内に事業所を有し、現に事業を営む特定事業者（次のいずれかに該当する者に限る。）であって、中小企業等経営強化法に基づき知事の承認を受けた経営革新計画を実施しようとする者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定事業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者（以下「保険対象中小企業者」という。）に該当する者 (2) 特定事業者であって、中小企業等経営強化法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされる者 3 現に事業を営む会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、異業種の事業を営むため、新たに設立した県内に事業所を有する中小企業者である会社であって、設立後1年未満の者 4 地域中小企業支援協議会において重点支援を受ける者
資金使途	事業資金（借換資金も含む）
融資限度額	1億円以内
融資利率	1.70%
保証料率	<p>0.45%～1.62%</p> <p>（ただし、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内となることがある。）</p> <p>（ただし、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことのいずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25%（2つの財務要件を満たした場合）、又は0.45%（2つの財務要件のいずれか一つを満たした場合）を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができる。）</p>
融資期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内（据置期間2年以内）
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。 ただし、法人については、一定の場合徴求しないことができる。
受付機関	商工会議所・商工会、指定金融機関
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 信用保証委託申込書（信用保証委託契約書一式） 2 納税証明書 3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの） 4 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 5 許認可を必要とする業種にあつては、その許認可証の写し 6 設備の設置等の設備資金の申込にあつては、見積書及び図面 7 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 8 個人情報提供に関する同意書 9 決算書、納税申告書等の写し

	<p>10 経営革新等計画書（様式第2号）</p> <p>11 2に該当する場合は、経営革新承認書の一式写し</p> <p>12 4に該当する場合は、地域中小企業支援協議会の重点支援企業である旨の証明書</p> <p>13 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、経営者保証を提供しない場合は、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</p> <p>14 その他必要と認める書類</p> <p>[NPO法人の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類]</p> <p>事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し</p>
備考	<p>融資対象1の(1)及び(2)、2及び4の資金使途は、以下のとおりとする。</p> <p>1(1) 異業種の事業を開始するために必要とされる資金</p> <p>1(2) 新商品等の研究開発を行うために必要とされる資金</p> <p>2 承認を受けた経営革新計画等を実施するために必要な資金</p> <p>4 地域中小企業支援協議会の重点支援を受けて事業計画を実行するために必要な資金</p> <p>融資対象の2については、NPO法人は対象外とする。</p>

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込

